

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指

定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

昭和六年十一月二十日公布勅令第二百七十七號勞働者災害扶助責任保険法施行令抄錄

第十七條 勞働者災害扶助責任保険ハ保険院長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ爲ス

勞働者災害扶助責任保険法施行令中改正の件公布

勞働者災害扶助責任保険法施行令中改正の件については昭和十六年十一月五日付官報を以て左の如く公布を見た。

勞働者災害扶助責任保険法施行令

中改正の件 (昭和十六年十一月四日)
勅令第九百五十三號

學校卒業者使用制限令中改正の件公布

昭和十三年八月二十四日公布の學校卒業者使用制限令中一部改正に關する勅令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て左の如く公布を見た。

學校卒業者使用制限令中改正の件

(昭和十六年十一月二十一日)
勅令第九百九十六號

學校卒業者使用制限令中左ノ通改正ス
第十七條但書ヲ左ノ如ク改ム
但シ療養費ニ對スル保險金ノ支拂ニ關スル事項ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル

大學學部等ノ在學又は修業年限の臨時短縮に關する勅令並に之に伴ふ諸關係法令の公布

臨戰態勢下大學その他高等諸學校の學生生徒をしてその卒業期を繰り上げしめ速かに國家の要務に應ぜむことを目的とし、大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關する勅令は昭和十六年十月十六日付官報號外を以て公布せられたが、之に附帶する陸軍及び文部省令並に兵役關係に關する諸法令を再録すれば以下の如くで、大學その他の高等諸學校の卒業期は今昭和十六年度に於ては三月、明昭和十七年度に於ては六月、又中等諸學校に於いては昭和十六、七兩年度に於て各三月短縮せらるることとなつた。

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル勅令

(昭和十六年十月二十四日)
勅令第九百二十四號

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項若ハ第十六條、高等學校令第七條第一項、專門學校

令第六條若ハ第八條第二項又ハ實業學校令第二條ノ

第二項ノ規定ニ依ル大學學部ノ在學年限又ハ大學

豫科、高等學校高等科、專門學校若ハ實業專門學校

亦同ジ

附 則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年八月二十日公布勅令第五百九十九號學校卒業

者使用制限令抄錄

第二條 卒業者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受ク偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得ベシ